

平和記念公園周辺高潮対策検討委員会 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、平和記念公園周辺高潮対策検討委員会（以下「委員会」という。）規約第6条の条項に基づき、委員会の公開を定めるものである。

（委員会の公開）

第2条 委員会は原則公開とする。ただし、特別の事情により委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

（委員会開催の周知）

第3条 委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）により一般に周知する。

（委員会の傍聴）

- 第4条 委員会を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。
- 2 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
 - 3 委員長は、傍聴者が会議進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他委員会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができる。同時に、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
 - 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

（資料の配付）

第5条 委員会で委員に配布される資料は、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

（資料等の公開）

- 第6条 委員会で委員に配布された資料は、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。
- 2 事務局は委員会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。

（雑則）

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は令和 年 月 日から施行する